

茨城女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城女子短期大学(以下「本学」という。)における公的研究費の運営・管理に関して必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費の運営・管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「公的研究費」とは、国、地方公共団体又はこれらが所管する独立行政法人等から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2)「配分機関」とは、前項の公的研究費を配分する機関をいう。
- (3)「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (4)「教職員等」とは、本学の教職員(非常勤職員を含む。)及び本学の学生(科目等履修生その他本学において就学する者を含む)をいう。
- (5)「部局」とは、各学科及び事務局をいう。
- (6)「コンプライアンス教育」とは、不正使用を事前に防止するために、本学が教職員等に対し、自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。
- (7)「啓発活動」とは、不正を起させない組織風土を形成するために、本学が研究者に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

(最高管理責任者等)

第4条 学長は、本学における研究費の運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止に関し最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)として、本学全体を統括する。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を防止するための基本方針(以下「基本方針」という。)及び教職員等の行動規範を策定し、不正防止に向けた取組みを促し、様々な啓発活動を定期的に行うことを通して意識向上と教職員等に周知するとともに、研究費の不正使用が生じた場合には、第6条に規定する統括管理責任者及び第7条に規定するコンプライアンス責任者と連携し、必要な措置を厳正かつ適切に講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、前各項の責務を遂行するにあたり、必要に応じて、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に指示を与える。

(不正防止計画の策定及び実施)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費を適正に運営・管理し、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統轄する実質的な責任と権限を持つ者として、本学に統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施するとともに、その状況を確認し最高管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、研究費の事務処理手続きに関する教育・研修及びコンプライアンス教育を計画的かつ継続的に実施する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 各部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の不正使用を防止するため、当該部局の教職員等に対し、コンプライアンス教育や定期的な啓発活動、前条第3項により実施されるコンプライアンス教育の受講を勧めるなど、部局における不正使用防止計画の適正な実施を管理し、必要に応じ当該部局の教職員等に指示を与える。

(不正防止委員会の設置)

第8条 本学に、不正使用の防止等を推進するため、最高管理責任者の下に不正防止委員会を置く。

- 2 不正防止委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1)副学長
- (2)事務局長
- (3)学長が指名する者

- 3 不正防止委員会は、次の各号に掲げる事項について取扱う。

- (1)公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2)不正使用防止計画に関すること。
- (3)行動規範に関すること。
- (4)その他不正使用を防止するために必要な事項。

(教職員等の責務)

第9条 公的研究費の申請・運営及び管理に係る教職員等は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者の実施するコンプライアンス教育を受けるとともに、次の事項を含む所定の誓約書を統括管理責任者に提出しなければならない。

- (1)本学の規則等を遵守すること。
- (2)不正を行わないこと。
- (3)規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関等による処分及び法的な責任を負うこと。

- 2 公的研究費の運営・管理に係る全ての教職員等は、最高管理責任者が策定する行動規範を遵守しなければならない。

(取引業者等への対応)

第10条 統括管理責任者は、公的研究費に係る取引業者等に対し、公的研究費の適正な運営・管理に関する本規程を含む関連の諸規程等を遵守させるとともに、一定の取引実績等、本学の定める基準に該当する取引業者等に対し、次の事項を含む所定の誓約書を提出させるものとする。

- (1)本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2)内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- (3)不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異論がないこと。
- (4)教職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、第12条に規定する通報窓口に通報すること。

- 2 公的研究に関して、不正な取引に関与した業者に対する措置については別に定める。(相談窓口等の設置)

第11条 公的研究費の適正な運営・管理に資するとともに、効率的な研究を適切に支援するため、事務処理手続き及び資金の使用等に関する学内外からの相談に対応するための窓口を教学課に置く。

(不正使用に関する通報窓口)

第12条 何人も、公的研究費の不正使用の疑いを発見したときは、通報窓口に通報することができる。

- 2 前項の通報を受け付ける窓口は教学課とする。

- 3 教学課は、第1項による通報を受けたときは速やかに、その旨を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

(調査委員会の設置及び調査)

第13条 最高管理責任者は、前条第3項の報告を受けた時、又は統括管理責任者若しく

はコンプライアンス推進責任者からの報告により必要と認められた時は、次条に規定する配分機関への報告・協議を経て、公的研究費の不正使用に係る調査委員会を設置し、事案に関する調査を行わせるものとする。

- 2 最高管理責任者は、必要があると認める時は、調査中の事案に関する研究費の使用停止を教職員等に命ずる。
- 3 調査委員会は、調査の結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
(配分機関への報告及び調査)

第 14 条 最高管理責任者は、第 12 条の通報の受付から 30 日以内に通報の内容の合理性を確認するとともに調査の要否を判断し、配分機関に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、第 12 条の通報の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正使用に関与した教職員等が関わる他の公的研究資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。やむを得ず期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障があるなど、正当な事由がある場合を除き、配分機関から当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の求めがあった場合は、これに応じなければならない。

(不正使用に対する措置)

第 15 条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用があったと認められる場合においては、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1)教職員等に不正使用の事実が認められる場合においては、「茨城女子短期大学就業規則」「茨城女子短期大学非常勤講師就業規則」の規定に基づく人事管理上必要な措置。
- (2)公的研究費に係る取引業者等、学外のものに不正使用があったと認められる場合においては、取引停止、損害賠償等の必要な措置。
- (3)不正使用の内容が著しく悪質である場合、関与した者に対する刑事告発又は民事訴訟による法的責任の追及。

(不正使用による公的研究費の返還)

第 16 条 教職員等による公的研究費の不正な使用及び管理により公的研究費を返還する必要が生じた場合は、当該教職員等がその返還金全額を負担するものとする。

(不正使用に係る調査の手続等)

第 17 条 公的研究費の不正使用に係る通報、調査の手続・方法等について、この規程に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(物品の発注及び検収等)

第 18 条 公的研究費で購入する物品の発注、検収等については、学校法人大成学園経理規程によるほか、必要な事項は別に定める。

(監査等の体制)

第 19 条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のため、モニタリング及び監査(以下「監査等」という。)が有効に機能する体制を整備しなければならない。

- 2 前項に規定する監査等は、学校法人大成学園内部監査規程の定めにより実施するものとし、監査等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の運営・管理体制についても検証すること。
- (2)不正防止委員会と連携し、不正使用発生要因に応じた内部監査を実施すること。
- (3)監事及び会計監査人との連携を強化すること。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。

令和3年 4 月 1 日 一部改正

令和6年 9 月 3 日 一部改正